

# 学校生活を安全で安心して過ごすために

大阪府立能勢高等学校

平成29年3月18日

## 1. いじめ防止に関する本校の考え方（「学校いじめ防止基本方針」より抜粋）

### 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「自主自立の精神を養い、責任ある行動のできる人間を育てる。」「広い視野を持ち、平和で民主的な社会の実現をはかる人間を育てる。」「自然を愛し、自然をはぐくむ、豊かな人間性を育てる。」ことを教育方針としている。そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### いじめ防止のための組織

名称：「いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、首席、指導教諭、人権教育委員長、生活指導部長、保健主事、支援教育コーディネーター、各学年主任、教育相談係、養護教諭

## 2. ネット上のいじめへの対応（「学校いじめ防止基本方針」より抜粋）

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

いじめ対応の相談メールの受け付けを行います。下記のアドレスによる学校窓口への連絡が可能です。できるだけ記名をお願いします。 [nosesoudan@nose.osaka-c.ed.jp](mailto:nosesoudan@nose.osaka-c.ed.jp)

## 3. ネット犯罪に巻き込まれないために

### スマホ、コミュニティサイトにかかわる被害者数が増加傾向

特に、出会い系サイトやコミュニティサイトを悪用した犯罪の被害にあった18歳未満の子どもの数は、平成25年度以降増加傾向にあります。

平成27年度中の罪種別のデータをみると、金銭や品物だけでなく、子どもの心身そのものが狙われています。（図1）

そこで、犯罪被害や非行のきっかけとなりかねない有害情報から子どもを守るために「フィルタリング」が有効です。インターネット上のウェブサイトを一定の基準で分別し、子どもに有害な情報を閲覧できないようにすることができます。警察庁のデータでは、コミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった子どものうち、フィルタリングサービスを利用していなかった割合が約95%でした。（図2）

図1 罪の種類別の被害児童数割合  
(コミュニティサイトの利用)

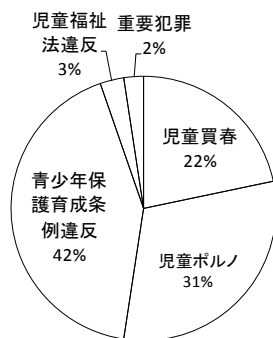
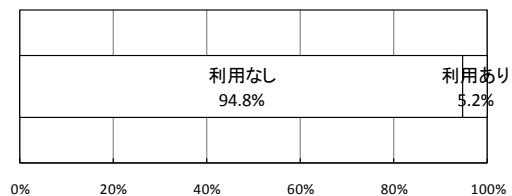


図2 コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況



(政府広報オンラインHPより)

ここ数年は、コミュニティサイトを悪用して、子どもの心身を狙った重大かつ悪質な犯罪の発生がめだっています。また、子どもが被害を受けるばかりでなく、子ども自身が加害者となって犯罪にかかわってしまうこともあります。

それを防ぐためにできることを大人が共に考え、行動していかなければなりません。